

11. 管理費等の納入及び滞納督促に関する細則

第1章 管理費等の納入

(総則)

第1条 この細則は、多摩ニュータウンエステート落合5-8団地管理規約（以下「規約」という。）第80条の規定に基づき、管理費、団地修繕積立金、棟別修繕積立金等（以下「管理費等」という。）及び施設使用料の納入方法並びにそれを滞納した場合の督促方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(諸費用の決定)

第2条 管理費等の金額は、総会において決定するものとする。

(管理費等の納入)

第3条 組合員は、総会において決議された管理費等を各自の開設する預金口座から自動振替の方法又はその他の方法により、毎月末日までに一括して納入するものとする。

2 規約第63条2項により臨時に徴収する管理費等については、前項の規定にかかわらず総会で定める方法により納入するものとする。

(専用使用料の納入)

第4条 前条の規定は、駐車場使用契約を締結した組合員が支払う駐車料金を納入する場合にも準用する。

(その他の施設使用料の納入)

第5条 施設を使用した組合員等は、前条の駐車料金の納入方法とは別に使用した施設使用料を管理組合事務所に納入するものとする。

第2章 滞納督促

(滞納督促に関する理事長の職務)

第6条 理事長は、滞納督促の職務に関し理事会の承認を得て、原告になることがある。

(督促方法)

第7条 理事長は、管理費等を納入期限までに支払わない組合員（以下「滞納者」という。）に対して督促しなければならない。

2 納入の督促は、滞納が確認された時点で電話又は書面にて速やかに実施するものとする。

一 期日までに支払いがなされなかった場合には、遅延損害金を請求し、駐車場使用契約者には契約を解除することを通告する。

二 前号の督促に応じない滞納者には配達証明付内容証明郵便で法的手段を取る旨の予告を含む督促を行い、弁護士への相談を開始する。

三 前号の督促に定める期限を過ぎた場合は、支払督促、訴訟等法的措置を開始する。

(遅延損害金の請求)

第8条 理事長は、管理費等を第3条に規定する期日までに納入しない組合員に対し、その期日の翌日から起算して納入日までの日数に応じ、年利14.6%の割合で計算した遅延損害金を当該滞納者に対して請求するものとする。

2 前項の場合、管理費等の一部について納付のあったときは、その納付の日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき管理費等は、その納付のあった金額を控除した額とする。

3 延滞金を計算する場合、管理費等に千円未満の端数あるときはその端数を切り捨てて計算するも

のとする。延滞金の金額に百円未満の端数あるときはこれを切り捨てるものとする。

4 前項の規定により計算した額が百円未満のときは延滞金を徴収しないものとする。

(督促費用の請求)

第9条 理事長は、滞納の督促に要した郵便切手代、印紙代等の諸費用を当該滞納者に対して請求するものとする。

(裁判費用の請求)

第10条 理事長は、管理費等の支払いを求めて訴訟を提起したときは、当該滞納者に対し、法的手続きに伴う印紙代、予納切手代、その他の実費のほか、弁護士費用を請求するものとする。

(請求金の納付)

第11条 当該滞納者は、遅延損害金、督促費用、弁護士費用、訴訟費用等の請求を受けた場合、指定期日までに管理組合に納付しなければならない。

(管理費等の延納)

第12条 組合員がやむを得ない事情により、管理費等の延納をする場合、その理由および納付の予定日、その支払い方法等を別に定める「延納申請書」に記載して理事長に提出しなければならない。

2 前項による延納の期間は3か月間を限度とする。

3 理事長は第1項の延納の申請が相当の理由に基づくものと認めたとときに限り、延納申請書を受理することができる。

4 理事長が前項による延納申請書を受理したときは、その延納期間中は第7条2項第一号から第三号の処置は行わない。

5 延納申請は1年度1回限りとする。

(遅延損害金の免除)

第13条 前条に関して、理事長はやむを得ない事情があると認められる場合、理事会の決議を経て、遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

(本細則の準用)

第14条 駐車料金の滞納に関する督促にも、本細則を準用する。

(督促等に要する諸費用の扱い)

第15条 督促並びに法的措置に関する諸費用は、組合管理費の予備費より充当するものとする。

(遅延損害金等の充当)

第16条 この細則に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用並びに督促および徴収の諸費用に相当する納入金は、管理費に充当するものとする。

附 則

この細則は、2023〔令和5年〕12月18日から施行する。

(2002〔平成14〕年 5月12日 制定)

(2023〔令和 5〕年12月17日 改正)